

第3回徳島県農林水産関係事業適正化委員会議事概要

1 日時 平成22年3月8日(月)14時～15時30分

2 場所 徳島県庁6階 602会議室

3 出席者

委員 (50音順 敬称略)

酒井 朋子 (株)キョーエイ 安全安心室
田村 耕一 (財)徳島経済研究所 専務理事
山本 喜代子 NPO 法人徳島県消費者協会事務局長
横畠 康吉 四国大学 経営情報学部長
吉村 昇 (社)徳島新聞社 論説委員

県 熊谷 幸三 農林水産部長
林 恵子 農林水産政策課政策調査員
岸本 裕治 安全安心農業推進室長
川崎 陽通 農山村保全対策室長

4 議事

(1) 平成22年度事業の計画等について

- ① 中山間地域等直接支払事業
- ② 農地・水・農村環境保全向上活動支援事業
農地・水・環境保全先進的営農推進事業

(2) その他

- ① アグリ・チャレンジャー支援事業の事業計画変更について

5 配布資料

- ・ 資料1
- ・ 資料2
- ・ 資料3
- ・ パンフレット「中山間地域等直接支払制度のあらまし」
- ・ 参考資料 がんばる農村とくしま大賞 受賞組織

6 議事概要

【委員】

平成22年度の事業計画について、まず中山間地域等直接支払事業について説明をお願いします。

【県】

(資料1に基づき説明)

中山間地域等直接支払事業は平成17年度から第2期対策が実施され、本年度が最終年度となっています。

昨年の事業仕分けの対象となっていたが、事業の効果等が確認され、交付金の予算は要求どおりとなり、引き続き平成22年度から第3期対策が実施される予定です。

本県として、第3期対策をどのように事業を推進していくかですが、目標としては、協定面積を第2期対策並みに維持していくこととし、そのための重点指導事項としては、新制度の改正点も含めて周知徹底や、継続的営農活動支援が行われるような指導していくことなどがあります。事業計画は、本年度と同規模を見込んでいます。

本年度の実施状況見込みですが、現在、17市町村で制度を実施し、協定面積は4,431ha、交付金額5億2千万円、集落協定数656、個別協定数12となっています。

また、第3期対策の主な見直し変更点は、1つは交付単価が高くなる取組みに、集团的サポート型が加えられ、高齢農家が協定に参加しやすくなったこと、2つ目に交付単価の加算措置に小規模・高齢化支援加算として近隣集落が小規模・高齢化集落を含めた取組に対する支援が新設されたこと、また、対象となる農用地について、農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる場合は、小規模な農用地であっても協定農用地に含めることができることなどが挙げられます。

以上が第3期対策の制度の概要です。

続いて、中山間地域等直接支払制度の特認地域及び特認基準について説明します。

中山間地域等直接支払制度の対象となる農用地は、国があらかじめ定める地域（8法地域）の中にある、一定の基準を満たした農用地の他に、都道府県知事があらかじめ定めた地域（特認地域）の中にある、一定の基準（特認基準）を満たす農用地があります。この都道府県知事が定める地域及び基準を特認地域及び特認地域といいます。

対象地域の案を示した図が参考資料1（11ページ）となります。8法地域外で農林統計上の中間地域、山間地域と8法地域に隣接した地域を特認地域としています。また、この特認地域の中で対象となる農用地は、急傾斜農用地（特認基準）としています。この第3期対策の特認地域及び特認基準の案は、基本的に第2期対策と同じとなっています。

中山間地域等直接支払制度は来年度から開始されますが、本委員会において本制度の対象地を定める基準となる「特認地域及び特認基準」について、先だって検討をお願いします。

【委員】

第2期対策と第3期対策で対象地域に変わらないということですが、8法地域内の農用地の具体的なところと、8法地域以外の農用地の具体的なところが2期と3期では同じになり、さらに同じ基準を適用するので、対象地域が変わらないということよろしいですか。

【県】

対象となる地域、対象となる農用地は第2期対策と変わりありません。

【委員】

特認により対象となる地域は、地図で示された白色部分のどれくらいの範囲が該当しますか。

【県】

8法地域（桃色部分）に隣接した地域で、急傾斜などの基準を満たす地域になりますので、白色部分のごく限られた地域となります。

【委員】

ガイドラインに従えば、地域として、これ以上拾える部分はないのですか。

【県】

地域としては最大限とっています。

【委員】

ガイドラインの2(4)ではいずれかの要件となっていますが、どの要件かは県が指定するのですか。

【県】

県で選ぶことになりましたが、本県としては、より不利な地域を救えるような方向で考えています。

【委員】

事業仕分けの対象となっていたとのことですが、国の予算では概算要求で認められているのですか。

【県】

各地に交付する交付金部分は概算要求どおり認められています。ただ、事業を推進していく事務費等の部分は若干削減される見込みです。

【委員】

これからの第3期対策で計画では、第2期対策と同程度以上の事業を予定していますが、5年間の協定を結び直す集落数など、事前にアンケート等の調査をしているのですか。

【県】

市町村から聞き取り調査をしています。その段階では減少傾向が見られましたが、これからの事業説明会等で周知をし、協定離脱がないようにしていきたいと考えています。

【委員】

特認地域に定めることができる地域には上限面積が定められていて、どこもかしこもという訳にはいかないので、8法地域に隣接している地域から急傾斜地といった条件不利のところを対象にしようという案となっています。次回の委員会で再度お話しがあるということなので、今回は案を確認したということとします。

【委員】

次の農地・水・農村環境保全向上活動支援事業、農地・水・環境保全先進的営農推進事業について説明をお願いします。

【県】

この事業も昨年度の事業仕分けの対象となり、1割程度の予算の縮減という結果になっていましたが、平成22年度の事業実施に支障がない程度には所要額の予算が確保されました。

本事業は平成19年度からの5箇年が実施期間となっており、これから後半に入っていきますが、これまで以上に本事業を着実に実施し、事業の成果や活動状

況をより理解していただくため積極的な情報発信をしていきたいと考えています。

平成22年度における事業推進では、地域の活性化に向けて更にステップアップした活動となるよう支援をし、自立的で魅力ある農村の実現を目指すため、3つの活動目標（農村コミュニティの活性化、地域資源・施設の長寿命化と継承、農村環境の保全向上）を立てています。

重点指導の内容としては、別添資料の「がんばる農村とくしま大賞」にありますように特に優れた活動組織を表彰したり、中国四国農政局と事例発表会等を共催していく予定です。また、本事業の活動が定着していくように県内外の工夫事例を紹介して周知・啓蒙したり、市町村や関係団体との連携を強化していくこととしています。

実施計画の概要ですが、共同活動交付金事業（農地・水・農村環境保全向上活動支援事業）は、現在実施している地区の活動が着実に実施し、ステップアップさせるため本年度と同額の事業費を予定しています。

また、環境に配慮した農業を推進していく営農活動交付金事業（農地・水・環境保全先進的営農推進事業）は、地区数は変わりませんが、面積が増えたことに伴い、事業費が若干増加する予定となっています。

この事業を実施することにより、耕作放棄を防止するなど優良農地の確保に役立ち、農道・水路・ため池等の農業用施設を適切に保全・管理することで災害防止や施設の長寿命化が図られ、また、環境にやさしい農業を実施することで地域の環境にも配慮されるなど、地域の資源が適切な形で次の世代へ継承していくこととなります。

さらに、本事業は、農業者だけではなく、小学生、自治会、消防団など地域ぐるみで取り組んでいる活動ですので、知事表彰されている地域では、いったんとぎれていた盆踊りが再生されている事例もあるなど、農村コミュニティの再生や活性化が図られていくものと考えています。

【委員】

昨年11月に現地視察した多家良地区は大変素晴らしいと思いましたが、他の地区でも同じように頑張った取組をしているのですか。

【県】

面積や人数の大小はありますが、地域ぐるみで、それぞれの活動を実施しています。

【委員】

環境保全向上活動支援事業と環境保全先進的営農推進事業は、内容は全く異なるものですか。

【県】

事業の内容が、いわば2階建てになっています。

地域で用水や畦道の整備活動に取り組む環境保全向上活動支援事業を実施したうえで、さらに農業の分野においても環境に配慮した一歩進んだ取組、例えば肥料・農薬を2、3割削減したエコファーマーの取組をする場合に環境保全先進的営農推進事業を実施していただく形になります。

【県】

県内では美波町の赤松地区だけが2階部分の事業を実施しています。

【委員】

事業4年目ですが、環境保全先進的営農推進事業（営農活動）の地区数を増やすことは難しいのですか。

それとも環境保全先進的営農推進事業（営農活動）を増やすよりも環境保全向上活動支援事業（共同活動）を広げていく方向なのですか。

【県】

この事業は5年間実施する必要があります。もし途中で止める場合には補助金を返還する必要があることから、県としては、平成19年度から取り組み始めた地区を着実に実施してもらうことにしています。

また、仮に途中から参加する場合、平成23年度までは交付金が交付されますが、それ以降は自費で活動を実施していく必要があるため、県としては推奨はしていません。そのような事情から地区数は増えない状況です。

【委員】

続いて、その他の議事として、平成14年度に実施したアグリ・チャレンジャー支援事業の事業計画変更について説明をお願いします。

【県】

この事業は平成14年度で承認をいただき実施されています。この度、当初の事業計画にあったビジネス展開方針が大幅に変更されたことに伴い事業の目標達成の可能性がなくなり、事業計画を変更する必要がでてきました。

計画変更にあたっては、本委員会の意見をお聞きした上で国に対して手続きをしていく必要がありますので、よろしくお願いします。

まず、事業の内容ですが、当初の計画では、異業種との提携により高度な環境制御の施設で高糖度トマトを生産するというもので、主な項目として次の3点があります。

- ① 食品会社の生産物残渣（ビールの絞り滓）をセラミック化したものを培地として使用
- ② 光センサーで糖度を計測し高品質で均一なトマトを出荷
- ③ 流通面では資本参加している食品会社との契約販売により1 kg 当たり1,000円という高い単価で販売

また、総事業費は234,297千円、うち国庫補助金111,570千円で、補助率1/2で実施しました。

次に、事業計画の変更案の内容ですが、数値目標の変更（売上高の減額）となっています。変更前は6千万円でしたが、変更後は24年度を目標に3,630万円に減額しています。

変更の理由としては、1点目に当初の事業計画にあった販売契約の相手方が親会社の事業再編により解散したため販売先が大きく変更されることになり、事業主体が独自に販路を開拓していかなければならないというなかで、販売価格が当初に計画していた水準を維持できないことがあります。

2点目には栽培環境の変化です。平成17年度頃から本県でもトマトの病気である黄化葉巻病が蔓延し、その影響から耐病性のある品種に変更せざるをえなくなるなったこと、3点目に経済情勢が変化により、価格が高い高糖度トマトは販売環境が厳しくなったことなどがあります。

また、現在の数値目標の現状ですが、この7年間で目標達成した年はありません。未達成の要因としては、先に説明しましたように病気が発生したこと、品種を変更したこと、栽培形態を変えざるをえなかつたことなど、収量が増加しなかつたことがあります。

その後、平成19年度においては、防除を徹底して収量は目標量をクリアしましたが、販売単価が平均690円と伸びず、目標達成にはいたりませんでした。

最後に、今後の予定ですが、変更計画案が承認されましたら、国との協議の上で事業計画を変更し、新たな目標を達成するため、県農業支援センターや市などの関係機関と連携しながら、収量を確保する栽培方法の検討や、販売ルート開拓や販売方法の工夫により販売額の増加を図っていきたいと考えています。

【委員】

これまでは、事業主体が単独で販売することはなく、提携している食品会社を通して販売していたのですか。

【県】

糖度8以上の高品質なトマトは販売契約により提携食品会社販売し、その会社が「珊瑚樹」という商標で販売していました。ただ、糖度8以上のトマトは収穫量の一部だけで、それ以外のトマトは提携食品会社の他に一般の市場などにも販売していました。

【委員】

事業の名前（アグリ・チャレンジャー）からも分かるように、少々リスクがあっても事業にチャレンジしようという趣旨と思いますが、事業の仕組みの中に、こういう場合には事業計画を変更するという決まりや基準があるのでしょうか。

【県】

当初の目標が達成できない場合に、（目標達成が出来るように）改善計画を出さなければならないという決まりはありますが、元の事業計画を変更することについて、決まりや基準はありません。むしろ、当初に想定していない事態により大幅に環境が変わったために、元の計画自体を見直しをお願いしたいということです。

【委員】

既に支援（補助）が終わっている事業の計画、目標数値を変更するのであって、この売上額の変更に伴って新たな支援（補助）をしていくものではないのですね。

【県】

そうです。既に補助が終わっている事業です。

【委員】

高糖度のトマトは最近では多くの農家で作っているようですが、販売体制を見直していけば十分に対向していけるのでしょうか。

【県】

事業主体は、従来から高糖度トマトに取り組んできていますので、その点は大丈夫と思います。また、市や県等も十分に支援していきたいと考えています。

【委員】

食品会社が提携していましたが、従来から販売先としては県外が主だったので

しょうか。関西とか首都圏とか幅広く展開していたのでしょうか。

【県】

そうです。今後についても、県内向けの販売だけでは売上の確保は難しいので、大阪なり東京なりを視野に入れていく必要があると思います。

【委員】

高糖度トマトは、7年ぐらい前はすごく珍しい商品でしたが、今では最盛期には10種類以上が店頭に並ぶような普通の商品になっています。単価が高い商品という認識はもうないので、販売単価が伸びないというのはよく分かります。

【委員】

改善措置の中で新たな規格で販売したら好評を得たとありますが、具体的にはどのような内容ですか。

【県】

従来は1.2kg入りの箱で売っていましたが、価格も高く、また、糖度が高いトマトは傷みやすいことから、一般には販売しにくい商品でした。そこで、500g入りの箱とか、もっと少なく4個入りにしてみるなどの試行をしたところ好評だったということです。

【委員】

委員の方々に意見をいただきましたが、事業計画を変更をし、目標達成に向けて対応していくことでよろしいでしょうか。

課題は、これからの販売計画をどういうふうに再構築し、目標をクリアしていくかですが、高糖度トマトを市場に安定的に出荷し、収益も安定的にあげていくようにしていただきたいと思います。